

質問票に対する回答

⑥ 町の名称

	質問要旨	回答要旨
1	4つの区になるとのことだが、住所はどのようになるのか。	<p>特別区制度は、24の行政区で構成される大阪市を廃止し、4つの特別区を設置するものであるため、住居表示は変更されます。</p> <p>現在の行政区の名称は、地域の歴史などを踏まえ、長年使用されてきたものであり、住民の皆さんにとって愛着があるとの認識から、原則として、特別区の名称と現在の町名の間現在の行政区名を挿入する「取扱ルール(案)」をお示ししています。</p> <p>ただし、例外として、次の場合は行政区名を挿入しないこととしています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別区名と同一となる淀川区、北区、中央区、天王寺区 ・方位と混同されやすい西区 ・行政区名と町名が連続する場合や漢字表記が連続する場合 <p>詳しくは、説明パンフレットの24ページ「町の名称」をご覧ください。</p>
2	特別区の新住所として、町名の前に区名をはさむそうだが、町名と違って行政区名には市民はさほど愛着こだわりがあるように思えない。行政区名はなくてもいいと思う。町名決定までのプロセスを教えてください。	<p>現在の行政区の名称は、地域の歴史などを踏まえ、長年使用されてきたものであり、住民の皆さんにとって愛着があるとの認識から、原則として、特別区の名称と現在の町名の間現在の行政区名を挿入する「取扱ルール(案)」をお示ししています。</p> <p>町名の決定は、「取扱ルール(案)」をもとに作成する町名素案について住民の皆さんのご意見をお聴きした上で、大阪市長が行うこととしており、その際の住民の皆さんへの意見聴取の手法等については、住民投票後の設置準備期間中に検討し、お示しします。</p>
3	特別区設置時の町の名称について、「大阪府大阪市城東区関目」は「大阪府北区域東関目」になるのか。	<p>お尋ねの「大阪府大阪市城東区関目」については、「取扱ルール(案)」に基づく、「大阪府北区域東関目」となります。</p> <p>詳しくは、説明パンフレットの24ページ「町の名称」をご覧ください。</p>
4	説明パンフレットの4ページ問13で公的なものについては、できる限り手続きが不要になるよう関係機関と調整する答えているが、絶対に不要となるのか。銀行・ゆうちょ・その他のカードの変更はどうか。また、手続きが必要になった時、経費が発生するが特別区が負担してくれるのか。	<p>特別区設置時の住居表示の変更にあたり、運転免許証や国民健康保険証など、公的なものについてはできる限り手続きをしていただく必要がないよう関係機関と調整します。</p> <p>公的なもの以外について、最終的な手続きの要否は、各事業者の判断となりますが、直近の熊本市の事例(平成24年移行)では、電気、都市ガス、水道・下水道使用者の住所、電話番号、預金通帳、キャッシュカード、保険証書などは手続きは不要とされていました。過去の事例を踏まえ、事業者等へはできる限り協力をいただけるよう調整していきます。</p> <p>なお、関係機関との調整の結果、住所変更の手続きを要するものが生じた場合、それに係る費用については、皆さんにご負担いただくこととなります。</p>

	質問要旨	回答要旨
5	<p>大阪市がなくなると住所が変わる。事業をしているので、印鑑、名刺、封筒(大・小)、請求書を作り直ししないといけない。費用の負担をしていただけるのか。</p>	<p>住居表示の変更に伴い、印鑑、名刺、封筒、請求書の作り直しなどが必要となる場合、その費用については、事業者の皆さんにご負担いただくものと考えています。</p>
6	<p>説明パンフレットには民間が負担するコストの記載が見当たらない。住所変更に伴い名刺をはじめあらゆる印刷物、ホームページ、各種ソフトの設定など、民間業者はコストを負担させられる。そのコストは、どの程度見込んでいるのか。 大阪市内の民間業者の100,000社が各100,000円を負担しなければならないならば、総額は100億円となる。 重大なデメリットを周知し、住民投票はその周知ができてから行うべきではないのか。</p>	<p>お示している特別区の設置に伴うコストは、大阪府、大阪市、特別区の負担となる金額を一定の条件を設定した上で試算したものです。 特別区の設置による住居表示の変更により、民間事業者の皆さまには、必要に応じて、システム変更や、印刷物・看板などを作成いただくこととなりますが、それに要する費用については、必要となるかどうかも含め、事業規模や業種などにより様々であるため、量的にお示しすることは困難であると考えています。 住民投票では、大阪府・市両議会の承認を受けた現在の特別区設置協定書の内容をもとにご判断をお願いすることとなります。</p>
7	<p>年賀状等の住所変更届が必要なのか。</p>	<p>年賀状等郵便については、日本郵便㈱のホームページでは、市町村合併の例として、「合併前の住所と郵便番号を記載していただければ、お届けできます。ただし、より早く確実にお届けするためにもなるべく合併後の新しい住所を記載していただきたい」と掲載されています。</p>